

令和8年9月1日

保護者様

岡山県立矢掛高等学校長

高校生等教育給付金（返還不要）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、対象世帯に対し給付金を支給します。支給は年1回で、10～11月頃の予定です。

裏面の『教育給付金給付額確認フローチャート』で対象区分をご確認の上、給付金の支給を希望される場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

次表の対象世帯区分①～④のうち、該当する書類をご提出ください。

対象世帯区分	保護者等が岡山県内に住所を有し、高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち			
	対象世帯区分① 生活保護受給世帯 (令和8年7月1日現在で生業扶助を受給している世帯)	対象世帯区分② 保護者等全員の令和8年度道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯	対象世帯区分③ 保護者等全員の令和8年度道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯（対象世帯区分①、②を除く。）	対象世帯区分④ 保護者等全員の令和8年度道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満である世帯（対象世帯区分①～③を除く。）
給付金額 (年額)	32,300円	143,700円	47,900円	35,930円
提出書類	1 申請書(※1) 2 生業扶助受給証明書(様式2) 3 口座振替申出書兼委任状(様式5) 4 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給決定通知書の写し	1 申請書(※1) 2 口座振替申出書兼委任状(様式5) 3 課税証明書等(令和7年1～12月の所得に係る証明書類)(※2) 4 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給決定通知書の写し	1 申請書(※1) 2 口座振替申出書兼委任状(様式5) 3 課税証明書等(令和7年1～12月の所得に係る証明書類)(※2) 4 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給決定通知書の写し	1 申請書(※1) 2 口座振替申出書兼委任状(様式5) 3 課税証明書等(令和7年1～12月の所得に係る証明書類)(※2) 4 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給決定通知書の写し
提出期限	令和8年9月15日(火) 必着			
提出方法	同封の封筒に入れて、事務室へ提出			

※令和8年7月1日現在の状況により支給が決定されます。

※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。

(※1)申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書(様式1)のことをいいます。

(※2)課税証明書等とは、道府県民税・市町村民税所得割額が確認できる書類であり、課税証明書、特別徴収税額の決定・変更通知書及び納税通知書等のことをいいます。提出いただくのはコピーでも構いません。(令和8年度分 令和7年1月～12月の所得に係るもの)
なお、課税証明書等は税の申告を行った上で提出してください。

お問い合わせ 矢掛高校事務室(担当 坂本)まで

電話0866-82-0045(平日8:25～16:55)